

真岡市条例適用処分一覧(不利益処分)

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	備考	県特例条例根拠	担当部署
◎総務部 総務課						
1	過料	真岡市個人情報保護条例	第31条			総務部 総務課
2	指定の取消し等	真岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例	第10条			総務部 総務課
3	手数料の徴収	真岡市手数料徴収条例	第1条			総務部 総務課
4	過料	真岡市手数料徴収条例	第7条			総務部 総務課
◎総務部 財政課						
5	退去命令等	真岡市庁舎管理規則	第9条			総務部 財政課
6	使用許可の取消し等	真岡市庁舎会議室の使用に関する条例	第8条			総務部 財政課
7	使用料の徴収	真岡市庁舎会議室の使用に関する条例	第9条第1項			総務部 財政課
8	使用料の徴収	真岡市行政財産使用料条例	第4条第1項			総務部 財政課
9	過料	真岡市行政財産使用料条例	第6条			総務部 財政課
◎総務部 納税課						
10	督促手数料及び延滞金の徴収	真岡市税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例	第1条			総務部 納税課
◎総合政策部 秘書広報課						
11	待遇の停止及び廃止	真岡市表彰条例	第9条			総合政策部 秘書広報課
◎総合政策部 プロジェクト推進課						
12	退去命令	真岡市勤労者研修交流施設井頭温泉チャットパレスの設置及び管理条例	第8条第3項			総合政策部 プロジェクト推進課
13	退去命令	真岡市健康増進施設真岡井頭温泉の設置及び管理条例	第7条第3項			総合政策部 プロジェクト推進課
◎総合政策部 市民協働推進室						
14	退去命令等	真岡市市民活動推進センターの設置及び管理条例	第8条			総合政策部 市民協働推進室
◎市民生活部 暮らし安全課						
新規	見舞金支給の制限	真岡市犯罪被害者等支援条例施行規則	第6条			市民生活部 暮らし安全課

真岡市条例適用処分一覧(不利益処分)

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	備考	県特例条例根拠	担当部署
新規	見舞金支給決定の取消し	真岡市犯罪被害者等支援条例施行規則	第11条第1項			市民生活部 暮らし安全課
◎市民生活部 環境課						
15	一般廃棄物処理手数料の徴収	真岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第17条			市民生活部 環境課
16	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料等の徴収	真岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第29条第1項			市民生活部 環境課
17	勧告従事命令	真岡市空き缶等散乱防止条例	第9条			市民生活部 環境課
18	措置命令	真岡市営墓地条例	第4条第1項			市民生活部 環境課
19	使用許可の取消し等	真岡市営墓地条例	第5条第1項			市民生活部 環境課
20	使用権の取消し	真岡市営墓地条例	第10条第1項			市民生活部 環境課
21	使用料の徴収	真岡市営墓地条例	第14条第1項			市民生活部 環境課
22	管理手数料の徴収	真岡市営墓地条例	第15条第1項			市民生活部 環境課
23	過料	真岡市営墓地条例	第18条			市民生活部 環境課
24	使用許可の取消し	真岡市有墓地使用条例	第5条第1項			市民生活部 環境課
25	是正命令	真岡市ペット霊園施設の設置等に関する条例	第5条第2項			市民生活部 環境課
26	改善命令	真岡市ペット霊園施設の設置等に関する条例	第11条			市民生活部 環境課
27	許可の取消し	真岡市ペット霊園施設の設置等に関する条例	第12条			市民生活部 環境課
28	使用禁止命令	真岡市ペット霊園施設の設置等に関する条例	第13条			市民生活部 環境課
29	措置命令	真岡市空き地の適正管理に関する条例	第5条			市民生活部 環境課
30	許可の取消し等	真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	第17条第1項			市民生活部 環境課
31	措置命令	真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	第18条			市民生活部 環境課
32	手数料の徴収	真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	第21条			市民生活部 環境課
33	計画変更勧告の従事命令又は当該勧告に係る特定施設の使用の一時停止命令	栃木県生活環境の保全等に関する条例	第34条第2項		○	市民生活部 環境課

真岡市条例適用処分一覧(不利益処分)

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	備考	県特例条例根拠	担当部署
34	第30条第1項、第31条及び第32条の規定に違反している者に対する勧告に従わない場合の措置命令	栃木県生活環境の保全等に関する条例	第35条第2項		○	市民生活部 環境課
35	改善勧告等に従わない場合の勧告従事命令	栃木県生活環境の保全等に関する条例	第38条第2項		○	市民生活部 環境課
36	県自然環境保全地域における優れた自然の保全のための行為の禁止及び制限並びに命令	自然環境の保全及び緑化に関する条例	第17条第2項		○	市民生活部 環境課
37	中止命令	自然環境の保全及び緑化に関する条例	第18条第1項(第25条において準用する場合を含む。)		○	市民生活部 環境課
38	県緑地環境保全地域における緑地環境の保全のための行為の禁止及び制限並びに命令	自然環境の保全及び緑化に関する条例	第24条第2項		○	市民生活部 環境課
◎市民生活部 国保年金課						
39	保険料の督促手数料の徴収	真岡市後期高齢者医療に関する条例	第5条			市民生活部 国保年金課
40	延滞金の徴収	真岡市後期高齢者医療に関する条例	第6条第1項			市民生活部 国保年金課
41	過料	真岡市後期高齢者医療に関する条例	第7条及び第8条			市民生活部 国保年金課
42	過料	真岡市国民健康保険条例	第13条から第15条まで			市民生活部 国保年金課
◎健康福祉部 健康増進課						
43	使用料の徴収	真岡市休日夜間急患診療所の設置及び管理条例	第7条第1項			健康福祉部 健康増進課
44	手数料の徴収	真岡市休日夜間急患診療所の設置及び管理条例	第8条第1項			健康福祉部 健康増進課
◎健康福祉部 社会福祉課						
45	登録の取消し	真岡市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則	第11条			健康福祉部 社会福祉課
46	助成金の返還	真岡市重度心身障害者医療費助成条例	第6条			健康福祉部 社会福祉課
47	手当の返還	真岡市特定疾患福祉手当支給条例	第8条			健康福祉部 社会福祉課
48	手当の支給制限	真岡市精神障害者福祉手当支給条例	第6条			健康福祉部 社会福祉課
49	手当の返還	真岡市精神障害者福祉手当支給条例	第8条			健康福祉部 社会福祉課
◎健康福祉部 いきいき高齢課						

真岡市条例適用処分一覧(不利益処分)

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	備考	県特例条例根拠	担当部署
50	支給の停止及び返還	真岡市敬老祝金条例	第7条			健康福祉部 いきいき高齢課
51	手当の支給制限	真岡市ねたきり在宅者、認知症者及び重度心身障害者介護手当支給条例	第6条			健康福祉部 いきいき高齢課
52	手当の返還	真岡市ねたきり在宅者、認知症者及び重度心身障害者介護手当支給条例	第8条			健康福祉部 いきいき高齢課
53	保険料の督促手数料の徴収	真岡市介護保険条例	第8条			健康福祉部 いきいき高齢課
54	延滞金の徴収	真岡市介護保険条例	第9条第1項			健康福祉部 いきいき高齢課
55	過料	真岡市介護保険条例	第13条から第16条まで			健康福祉部 いきいき高齢課
◎健康福祉部 こども家庭課						
56	支給の制限	真岡市遺児手当支給条例	第8条			健康福祉部 こども家庭課
57	手当の返還	真岡市遺児手当支給条例	第10条			健康福祉部 こども家庭課
58	助成金の返還	真岡市こども医療費助成条例	第7条			健康福祉部 こども家庭課
59	助成金の返還	真岡市ひとり親家庭医療費助成条例	第7条			健康福祉部 こども家庭課
60	手当の返還	真岡市出産準備手当支給条例	第6条			健康福祉部 こども家庭課
61	手当の返還	真岡市赤ちゃん誕生祝金支給条例	第6条			健康福祉部 こども家庭課
62	使用料の徴収	真岡市真岡駅子ども広場の設置及び管理条例	第8条			健康福祉部 こども家庭課
63	助成金の返還	真岡市妊産婦医療費助成条例	第6条			健康福祉部 こども家庭課
◎健康福祉部 保育課						
64	保育料の徴収	真岡市保育所条例	第4条第2項			健康福祉部 保育課
◎産業部 商工観光課						
65	利用許可の取消し等	真岡市久下田駅前どんとこい広場の設置及び管理条例	第10条			産業部 商工観光課
66	登録の無効	真岡市久保記念観光文化交流館の設置及び管理条例施行規則	第8条			産業部 商工観光課
67	登録の取消し	真岡市久保記念観光文化交流館の設置及び管理条例施行規則	第9条			産業部 商工観光課
◎産業部 農政課						

真岡市条例適用処分一覧(不利益処分)

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	備考	県特例条例根拠	担当部署
68	利用許可の取消し等	真岡市農産物販売交流施設いがしらの設置及び管理条例	第8条第1項			産業部 農政課
69	利用許可の取消し等	真岡市二宮尊徳物産館の設置及び管理条例	第9条第1項			産業部 農政課
◎建設部 建設課						
70	過料	真岡市道路占用料徴収条例	第6条			建設部 建設課
71	占用許可の取消し	真岡市道路占用規則	第9条			建設部 建設課
72	過料	真岡市準用河川占用料徴収条例	第6条			建設部 建設課
73	占用料等の徴収	真岡市法定外公共物管理条例	第6条第1項			建設部 建設課
74	督促手数料及び延滞金の徴収	真岡市法定外公共物管理条例	第9条第2項			建設部 建設課
75	許可の取消し等	真岡市法定外公共物管理条例	第13条			建設部 建設課
76	過料	真岡市法定外公共物管理条例	第18条			建設部 建設課
77	家賃の徴収	真岡市営住宅条例	第16条第1項			建設部 建設課
78	収入超過者に対する家賃の徴収	真岡市営住宅条例	第28条第1項			建設部 建設課
79	高額所得者に対する家賃の徴収	真岡市営住宅条例	第30条第1項			建設部 建設課
80	社会福祉法人等に対する使用料の徴収	真岡市営住宅条例	第42条第1項			建設部 建設課
81	社会福祉法人等に対する使用許可の取消し	真岡市営住宅条例	第46条			建設部 建設課
82	駐車場の使用料の徴収	真岡市営住宅条例	第52条第1項			建設部 建設課
83	駐車場の使用許可の取消し	真岡市営住宅条例	第54条第1項			建設部 建設課
84	過料	真岡市営住宅条例	第60条			建設部 建設課
85	家賃の徴収	真岡市特定公共賃貸住宅条例	第13条第1項			建設部 建設課
86	入居者負担額の徴収	真岡市特定公共賃貸住宅条例	第14条第2項			建設部 建設課
87	入居者負担額の督促	真岡市特定公共賃貸住宅条例	第17条			建設部 建設課

真岡市条例適用処分一覧(不利益処分)

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	備考	県特例条例根拠	担当部署
88	駐車場の使用料の徴収	真岡市特定公共賃貸住宅条例	第32条第4項において準用する第13条			建設部 建設課
89	過料	真岡市特定公共賃貸住宅条例	第34条			建設部 建設課
◎建設部 都市計画課						
90	使用料の徴収	真岡市公園条例	第10条第1項及び第2項			建設部 都市計画課
91	占用料の徴収	真岡市公園条例	第17条			建設部 都市計画課
92	使用及び占用の許可取消し等	真岡市公園条例	第23条第1項			建設部 都市計画課
93	過料	真岡市公園条例	第26条から第28条まで			建設部 都市計画課
94	景観まちづくり活動団体の認定の取消し	真岡市景観条例	第20条第2項			建設部 都市計画課
95	表示の停止その他の措置命令(車両又は船舶に表示される屋外広告物に係るものを除く。)	栃木県屋外広告物条例	第19条第1項		○	建設部 都市計画課
96	許可の取消し(車両又は船舶に表示される屋外広告物に係るものを除く。)	栃木県屋外広告物条例	第20条		○	建設部 都市計画課
◎上下水道部 水道課						
97	料金の徴収	真岡市水道事業給水条例	第20条第1項			上下水道部 水道課
98	加入金の徴収	真岡市水道事業給水条例	第27条第1項			上下水道部 水道課
99	手数料の徴収	真岡市水道事業給水条例	第28条第1項			上下水道部 水道課
100	過料	真岡市水道事業給水条例	第34条及び第35条			上下水道部 水道課
101	指定の取消し	真岡市指定給水装置工事事業者規程	第8条			上下水道部 水道課
102	指定の停止	真岡市指定給水装置工事事業者規程	第9条			上下水道部 水道課
103	小規模水道布設者に対する給水停止等の命令	栃木県小規模水道条例	第13条		○	上下水道部 水道課
◎上下水道部 下水道課						
104	工事中止命令	真岡市下水道条例	第4条第3項			上下水道部 下水道課
105	改善命令	真岡市下水道条例	第8条			上下水道部 下水道課

真岡市条例適用処分一覧(不利益処分)

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	備考	県特例条例根拠	担当部署
106	変更命令	真岡市下水道条例	第12条			上下水道部 下水道課
107	排除の停止又は制限	真岡市下水道条例	第13条			上下水道部 下水道課
108	使用料の徴収	真岡市下水道条例	第17条第1項			上下水道部 下水道課
109	手数料の徴収	真岡市下水道条例	第25条第1項及び第26条第1項			上下水道部 下水道課
110	占用料の徴収	真岡市下水道条例	第30条第1項			上下水道部 下水道課
111	原状回復の指示	真岡市下水道条例	第32条第2項			上下水道部 下水道課
112	過料	真岡市下水道条例	第45条から第47条まで			上下水道部 下水道課
113	指定の取消し又は一時停止	真岡市排水設備指定工事店規程	第10条			上下水道部 下水道課
114	業務の禁止又は停止	真岡市排水設備指定工事店規程	第13条			上下水道部 下水道課
115	負担金の徴収	真岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例	第6条第1項			上下水道部 下水道課
116	延滞金の徴収	真岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例	第10条第1項			上下水道部 下水道課
117	督促手数料の徴収	真岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例	第11条第1項			上下水道部 下水道課
118	使用料の徴収	真岡市農業集落排水事業の管理に関する条例	第4条第1項			上下水道部 下水道課
119	分担金の徴収	真岡市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例	第3条			上下水道部 下水道課
◎教育委員会事務局 生涯学習課						
120	使用許可の取消し等	真岡市生涯学習館の設置及び管理条例	第7条第2項	【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館		教育委員会事務局 生涯学習課
121	使用料の徴収	真岡市生涯学習館の設置及び管理条例	第8条第1項	【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館		教育委員会事務局 生涯学習課
122	使用許可の取消し等	真岡市公民館の設置及び管理条例	第9条(第14条第2項において読み替える場合を含む。)			教育委員会事務局 生涯学習課

真岡市条例適用処分一覧(不利益処分)

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	備考	県特例条例根拠	担当部署
123	使用料の徴収	真岡市公民館の設置及び管理条例	第10条第1項			教育委員会事務局 生涯学習課
124	貸出しの停止等	真岡市公民館分館図書室利用規則	第10条			教育委員会事務局 生涯学習課
125	使用許可の取消し等	真岡市長沼会館の設置、管理及び使用条例	第6条	【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館		教育委員会事務局 生涯学習課
126	使用料の徴収	真岡市長沼会館の設置、管理及び使用条例	第7条第1項	【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館		教育委員会事務局 生涯学習課
127	使用許可の取消し等	真岡市物部会館の設置、管理及び使用条例	第6条	【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館		教育委員会事務局 生涯学習課
128	使用料の徴収	真岡市物部会館の設置、管理及び使用条例	第7条第1項	【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館		教育委員会事務局 生涯学習課
129	使用許可の取消し等	真岡市久下田駅さくらホールの設置、管理及び使用条例	第6条	【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館		教育委員会事務局 生涯学習課
130	使用料の徴収	真岡市久下田駅さくらホールの設置、管理及び使用条例	第7条第1項	【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館		教育委員会事務局 生涯学習課
131	貸出しの停止等	真岡市立図書館並びに真岡市立二宮図書館の設置及び管理条例施行規則	第9条			教育委員会事務局 生涯学習課
132	使用許可の取消し等	真岡市青年女性会館の設置、管理及び使用条例	第8条(第13条第2項において読み替える場合を含む。)			教育委員会事務局 生涯学習課
133	使用料の徴収	真岡市青年女性会館の設置、管理及び使用条例	第9条第1項			教育委員会事務局 生涯学習課
134	使用許可の取消し等	真岡市にのみや野外活動センターの設置、管理及び使用条例	第7条			教育委員会事務局 生涯学習課

真岡市条例適用処分一覧(不利益処分)

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	備考	県特例条例根拠	担当部署
135	使用料の徴収	真岡市にのみや野外活動センターの設置、管理及び使用条例	第8条第1項			教育委員会事務局 生涯学習課
◎教育委員会事務局 文化課						
136	使用許可の取消し等	真岡市民会館条例	第8条(第15条第2項において読み替える場合を含む。)			教育委員会事務局 文化課
137	使用料の徴収	真岡市民会館条例	第9条第1項			教育委員会事務局 文化課
138	使用許可の取消し等	真岡市久保講堂の設置、管理及び使用条例	第6条			教育委員会事務局 文化課
139	使用料の徴収	真岡市久保講堂の設置、管理及び使用条例	第7条第1項			教育委員会事務局 文化課
140	市指定有形文化財の現状変更等の許可の取消し等	真岡市文化財保護条例	第15条第4項			教育委員会事務局 文化課
141	市指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の取消し等	真岡市文化財保護条例	第40条第3項において準用する第15条第4項			教育委員会事務局 文化課
142	使用許可の取消し等	真岡市二宮尊徳資料館の設置、管理及び使用条例	第9条			教育委員会事務局 文化課
143	使用料の徴収	真岡市二宮尊徳資料館の設置、管理及び使用条例	第10条			教育委員会事務局 文化課
144	許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止命令又は許可の取消し(第38条第1項の許可(一の市の区域内に存する県指定史跡名勝天然記念物に関する別に教育委員会規則で定める行為に係るものに限る。)に係るものに限る。)	栃木県文化財保護条例	第38条第3項(第13条第4項の準用)		○	教育委員会事務局 文化課
◎教育委員会事務局 スポーツ振興課						
145	使用許可の取消し等	真岡市総合体育館等の設置、管理及び使用条例	第7条			教育委員会事務局 スポーツ振興課
146	使用料の徴収	真岡市総合体育館等の設置、管理及び使用条例	第8条第1項			教育委員会事務局 スポーツ振興課
147	退館命令等	真岡市総合体育館等の設置、管理及び使用条例施行規則	第15条			教育委員会事務局 スポーツ振興課
148	使用許可の取消し等	真岡市地域体育館の設置、管理及び使用条例	第8条			教育委員会事務局 スポーツ振興課
149	使用料の徴収	真岡市地域体育館の設置、管理及び使用条例	第9条第1項			教育委員会事務局 スポーツ振興課
150	使用許可の取消し等	真岡市運動場設置、管理及び使用条例	第6条第1項			教育委員会事務局 スポーツ振興課
151	使用料の徴収	真岡市運動場設置、管理及び使用条例	第7条第1項			教育委員会事務局 スポーツ振興課

真岡市条例適用処分一覧(不利益処分)

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	備考	県特例条例根拠	担当部署
152	使用許可の取消し等	真岡市立小・中学校の施設開放に関する管理及び使用料条例	第8条			教育委員会事務局 スポーツ振興課
153	使用料の徴収	真岡市立小・中学校の施設開放に関する管理及び使用料条例	第9条第1項			教育委員会事務局 スポーツ振興課
◎教育委員会事務局 公民館二宮分館						
154	使用許可の取消し等	真岡市生涯学習館の設置及び管理条例	第7条第2項	【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館		教育委員会事務局 公民館二宮分館
155	使用料の徴収	真岡市生涯学習館の設置及び管理条例	第8条第1項	【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館		教育委員会事務局 公民館二宮分館
156	使用許可の取消し等	真岡市長沼会館の設置、管理及び使用条例	第6条	【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館		教育委員会事務局 公民館二宮分館
157	使用料の徴収	真岡市長沼会館の設置、管理及び使用条例	第7条第1項	【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館		教育委員会事務局 公民館二宮分館
158	使用許可の取消し等	真岡市物部会館の設置、管理及び使用条例	第6条	【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館		教育委員会事務局 公民館二宮分館
159	使用料の徴収	真岡市物部会館の設置、管理及び使用条例	第7条第1項	【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館		教育委員会事務局 公民館二宮分館
160	使用許可の取消し等	真岡市久下田駅さくらホールの設置、管理及び使用条例	第6条	【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館		教育委員会事務局 公民館二宮分館
161	使用料の徴収	真岡市久下田駅さくらホールの設置、管理及び使用条例	第7条第1項	【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館		教育委員会事務局 公民館二宮分館

真岡市条例適用処分一覧(不利益処分)

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	備考	県特例条例根拠	担当部署
◎教育委員会事務局 科学教育センター						
162	観覧料の徴収	真岡市科学教育センターの設置、管理及び使用条例	第5条			教育委員会事務局 科学教育センター